



国民健康保険

一人ひとりの健康管理で医療費を大切に

問い合わせ先 医療介護課 国保医療係 ☎43・6813

本市の国保の状況は

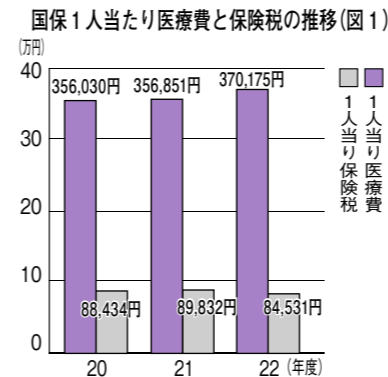
平成22年度の医療費は、約46億円(前年度に比べ2億円の増)

国保加入者が病气やケガで医療機関にかかった費用は、高齢受給者の医療費の伸び、生活習慣病の増加などにより年々増加していましたが、平成21年度は医療制度改革に伴う影響や被保険者数の減少等により一定の改善をみております。

しかし、依然として厳しい状況が続いていることと変わりがなく、さらに平成22年度の診療報酬改定による影響や団塊世代の退職に伴う加入者数の増加により、医療費は増加する傾向にあります。

一人当たりの医療費

平成22年度の被保険者の一人当たりの医療費(療養費含)

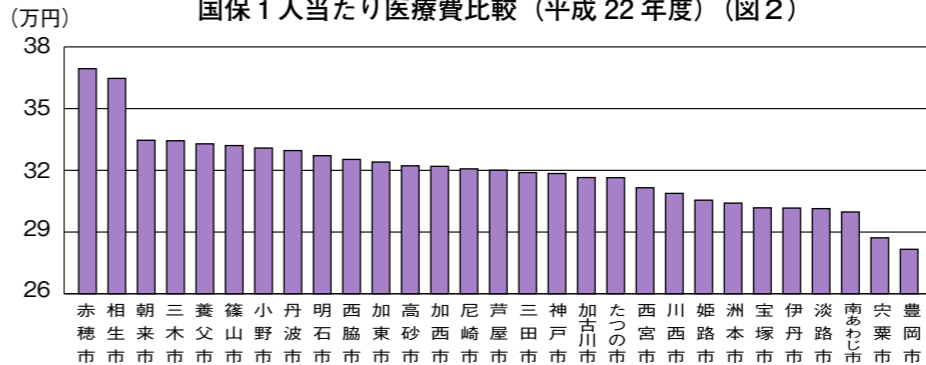


む)は37万175円で前年度に比べ1万3,324円増加しています。

それに伴う保険税は、介護保険分と合わせて、一人当たり8万4,531円となっています。(図1)

また、兵庫県の他都市と比較すると、一人当たりの使った医療費は、平成22年度も引

国保1人当たり医療費比較(平成22年度)(図2)



国民健康保険(国保)は、病气やケガをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。国民健康保険制度は、加入者に収めていただく国民健康保険税と、国・県市の公費で運営しており、保険税収入は重要な財源です。しかし、団塊世代の退職者の増加や急速な高齢化の進展、医療技術の高度化による医療費の増加などに伴い、保険給付費が膨らみ、厳しい財政状況が続いています。

引き続き県内29市中、第1位と非常に高くなっています。(図2)

平成24年度の保険税は

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護保険納付金分(40~64歳の人)
所得割	6.65%	2.30%	1.65%
均等割	21,000円	6,600円	6,700円
平等割	16,600円	5,000円	3,900円
賦課限度額	50万円	13万円	10万円

(医療分・後期高齢者支援金分の保険税) 保険税はその年に予測される医療費から、わたしたちが病院などで支払う一部負担金や国などからの補助金を差し引いた分が、保険税の総額となります。

平成24年度は、国などの補助金のほか、市単独支援額を含む一般会計からの繰入金をはじめ財政調整基金の取り崩し措置により保険税は据え置くとしました。

医療費が増えると保険税も高くなります。そうならないためにも日頃から健康づくりを心がけ、医療費を節約しましょう。

(介護納付金分の保険税)

介護納付金分の保険税も、市単独支援額を含む一般会計からの繰入金により平成24年

度の保険税は据え置くこととしました。

国保加入者の疾病の状況

図3のグラフは、本市の国保加入者が平成23年5月の1カ月間に医療機関を受診した件数とその疾病別の分類です。このグラフから、生活習慣病である消化器系、循環器系などの疾患、がんなどの疾病が、全体の5割以上を占めていることがわかります。

生活習慣病は、自覚症状のないうちに進行します。そんなとき、健康診断が威力を発揮します。自覚症状のない初期の段階でも、健診で早期発見できれば、病気の芽をいち早く摘みとることができます。また、病気を予防することは医療費削減につながり、保険税の値上げを抑えることにもなります。

医療費が増える主な理由

①人口構造の高齢化

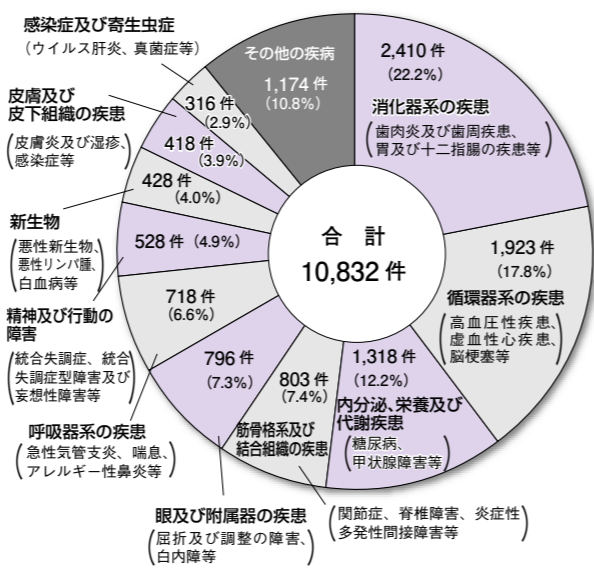
高齢化社会となり、病気になる人がちなお年寄りの人口が増えています。

②医学、医療技術の進歩

医療の進歩、高度化により診療にかかる費用が増えています。

③慢性疾患患者の増加

国保加入者の疾病分類件数の状況(図3)



生活習慣病などの長期治療を必要とする慢性疾患患者が増えています。

④お医者さんへのかかり方

何度も病院を変えるなど、お医者さんのかかり方も原因の一つです。

医療機関の適正受診にご協力ください

医療機関を受診するときの一人ひとりの心構えが、医療費の削減や病院に勤務している医師の負担軽減につながります。皆さんもぜひ、病院等の適正受診に努めていただきますようお願いいたします。お医者さんにかかるときは、

次の点に気をつけましょう。

- ①かかりつけ医を持ちましょう
日常的な病気の治療や、医療相談などに応じてもらえるかかりつけ医を持つことは大切です。気になる症状があれば、まずはかかりつけ医を訪ねるようにしましょう。
- ②重複受診はやめましょう
同じ疾患で、複数の医療機関にかかる「重複受診」はやめましょう。医療費が増加するばかりではなく、検査や薬の重複などで、体に悪影響を与えてしまう恐れがあります。
- ③時間外受診はやめましょう
休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患

- ④薬の適切な用量・用法を守りましょう
薬の飲み合わせによって、副作用が生じる場合があります。「お薬手帳」を利用したり、服用中の薬を医師や薬剤師に伝えるなどして、不要な薬をもらわないようにしましょう。
- ⑤迷ったら電話でできる小児救急電話相談
夜間や休日に、お子さんが急な病気で心配になったら、小児救急電話相談を利用することを考えましょう。小児科医や看護師から、お子さんの症状に応じた適切なアドバイスを受けられます。

※小児救急電話相談

【電話番号】#8000
〈ダイヤル回線・IP電話の方は078-731-8899〉

【相談時間】

平日・土曜日 18時~24時
日曜・祝日及び年末年始 9時~24時

⑥ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)と同等の効果で価格が安いとい

うメリットがあります。医師や薬剤師と相談しながら、積極的に活用しましょう。

ジェネリック医薬品促進通知サービスにご理解を

国保では、病院や薬局からお薬をもらっている人で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減額が大きいとされる人(年間延べ、200人を対象に、「ジェネリック医薬品促進通知書」を送付しています。(必ずしも全員に通知書が届くわけではありません。)

ジェネリック医薬品への切り替えによって、被保険者の自己負担額を減らし、国保財政の健全化を図ることが期待できます。ジェネリック医薬品への切り替えについては、必ずお医者さんや薬剤師に相談してください。

医療費通知にご理解を

国保では、2カ月ごとに医療費の総額等をお知らせしています。自分の健康に関心を持っていただき、医療費の適正化と国保の健全運営のために行っていきますのでご理解とご協力をお願いいたします。